

「泉区マスコットキャラクター いっずん」着ぐるみ貸出要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 泉政第 1377 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、泉区が保有する「泉区マスコットキャラクターいっずん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出等に関し、必要な事項を定め、もって泉区民の泉区への愛着及び親しみの向上並びに泉区の PR に寄与することを目的とする。

(権利)

第 2 条 「着ぐるみ」に関する一切の権利は、泉区に属する。

(貸出期間)

第 3 条 貸出期間は、原則として、「着ぐるみ」を利用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長 7 日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、泉区区政推進課長（以下「区政推進課長」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出申請)

第 4 条 横浜市以外の団体・法人・事業者等（以下「団体等」という。）が「着ぐるみ」の貸出を申請する場合は、「着ぐるみ」の利用を希望する日の 6 か月から 7 日前までに貸出申請を行い、事前に承認を受けなければならない。

2 前項による承認を受けようとする者は、「泉区マスコットキャラクターいっずん着ぐるみ貸出申請書」（第 1 号様式）に次の書類を添えて、区政推進課長へ提出しなければならない。

(1) 「着ぐるみ」の利用を予定するイベント等の資料

(2) その他区政推進課長が認める書類

3 区政推進課長が認める場合、前項の各号に規定する書類を省略することができる。

(横浜市の貸出申請)

第 5 条 前条の規定に関わらず横浜市に関連する組織・団体が「着ぐるみ」の貸出を申請する場合は、泉区区政推進課との事前協議をもって貸出承認に代えるものとする。

(貸出承認)

第 6 条 区政推進課長は、第 4 条の規定による貸出申請があった場合、その内容を確認し、当該利用が第 1 条に定める趣旨に合致すると認められるときは、貸出承認を行うことができる。この場合、区政推進課長は着ぐるみの利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 区政推進課長は前項に規定する貸出承認を行った場合は、「泉区マスコットキャラクターいっずん着ぐるみ貸出承認通知」（第 2 号様式）により、申請者へ通知するものとする。

3 同一時期に第 4 条又は第 5 条による複数の貸出申請があったときは、原則として先着順に承認する

ものとする。

(貸出承認の制限)

第7条 区政推進課長は、前条の規定にかかわらず、貸出申請者の「着ぐるみ」の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、貸出を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 横浜市及び泉区の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、企業又は商品等を支援、推奨、若しくは宣伝し、又はその恐れがある場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (6) 「着ぐるみ」の利用によって、誤認又は混同を生じさせるとき又はそのおそれのある場合
- (7) 「いっずん」のイメージを損なうとき又はそのおそれのある場合
- (8) その他、区政推進課長が「着ぐるみ」の利用が適当でないと認める場合

(利用上の遵守事項)

第8条 第6条の規定による貸出承認を受けた団体等（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「着ぐるみ」の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること
- (2) 「着ぐるみ」の利用にあたっては、承認を受けた内容に限ること
- (3) 利用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は継承しないこと
- (4) 「着ぐるみ」が「泉区マスコットキャラクター いっずん」であることをイベント等の参加者に周知すること
- (5) 「着ぐるみ」が破損及び汚損しないよう努め、破損又は汚損が認められたときは、泉区区政推進課に速やかに報告すること
- (6) 荒天時に屋外で使用しないこと
- (7) 承認された貸出期間を遵守し、貸出期間が終了次第、速やかに泉区区政推進課に返却を行うこと
- (8) 「着ぐるみ」を利用し、特定の人物、物品、団体等のPRや勧誘を行わないこと

(遵守事項の免除)

第9条 区政推進課長が認める場合に限り、前条第8項に規定するPRや勧誘を行うことができる。

(利用料)

第10条 着ぐるみの利用料は、無料とする。

(貸出承認の取消等)

第11条 区政推進課長は、次の各号のいずれかに該当する場合、貸出承認を取り消すことができる。

- (1) 提出した「泉区マスコットキャラクターいっずん着ぐるみ貸出申請書」の内容に虚偽があること

が判明した場合

- (2) 第7条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (3) 第8条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他、着ぐるみの利用内容が不適當であると認められる場合

- 2 区政推進課長は、前項により貸出承認を取り消すときは、「泉区マスコットキャラクターいっずん着ぐるみ貸出承認取消通知」(第3号様式)を利用者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定により貸出承認の取消を受けた者は、直ちに利用を止め、区政推進課へ「着ぐるみ」を返却しなければならない。
- 4 泉区は、第1項の規定による貸出承認の取消により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用に関する非推奨性)

- 第12条 この要綱による貸出承認は、利用者に「いっずん」に関する権利を付与するものではない。
- 2 貸出承認は、利用者、利用するイベント等について泉区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

- 第13条 泉区は、この要綱に定める申請に要した費用及び利用に係る経費又は役務を負担しない。

(原状復帰)

- 第14条 「着ぐるみ」を著しく汚損又は破損した場合は、利用者の責任と負担により、修理又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。
- 2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、区政推進課長は利用者に対し、実費弁償を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 利用者は「着ぐるみ」を亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(損失補償等の責任)

- 第16条 泉区は、「着ぐるみ」を利用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、「着ぐるみ」の利用により第三者に損害を与えた場合、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
 - 3 利用者は、「着ぐるみ」の利用に際して故意又は過失により泉区に損害を与えた場合、これによって生じた損害を泉区に賠償しなければならない。

(情報の公開)

- 第17条 泉区は、「着ぐるみ」の利用承認の状況等について公開することができる。

(事務)

第 18 条 「着ぐるみ」の利用・管理及び当要綱に関する事務等については、泉区区政推進課が所管する。

(補則)

第 19 条 この要項に定めるもののほか、「着ぐるみ」の貸出又は利用に関し必要な事項は、別に区政推進課長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。